

令和 6 年度

国 の 施 策 及 び 予 算 に
関 する 重 点 事 項 の 提 案

令和 5 年 7 月

名 古 屋 市

名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、人口 233 万人を擁する大都市であり、名古屋大都市圏における経済・政治・文化の中心都市として、2026 年の第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催や、その後のリニア中央新幹線の開業という機会を活かし、大都市の成長と活力を生み出すことで、当圏域のさらなる発展をけん引していく役割を担っています。加えて、リニア中央新幹線の全線開業によって誕生する「日本中央回廊」の特徴である、7,000 万人規模の世界最大の人口を有する巨大交流圏の効果を最大限に発揮させるためには、中部国際空港第二滑走路の整備を始めとした都市機能の強化が必要不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染症対策における取組みを検証し、次の感染症危機に備えるほか、エネルギー価格等の物価高騰に対する負担軽減を図るため、市民や事業者の方々への支援を行っています。

今後は、コロナ後の経済・社会システムの再構築に向け、デジタル時代に対応した DX、脱炭素社会の実現に向けた水素を始めとした次世代エネルギーの利活用等による GX の推進などの取組みを進めていく必要があります。加えて、子ども・子育て支援の充実や高齢化、都市インフラの老朽化、南海トラフ巨大地震への対策なども喫緊の課題となっております。

これらの課題を、市民に一番身近な基礎自治体である本市が、自らの発想と創意工夫により、責任を持って解決するためには、国・地方間及び地方公共団体間の役割分担を抜本的に見直し、役割に応じた権限と税財源を一体的に移譲するとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担う、行財政面で自主・自立した「特別自治市」を早期に創設することが必要です。

こうした真の分権型社会である「特別自治市」が実現するまで、当面、国の施策として行っていただきたい事項や国の協力を必要とする事項について、本書のとおりご提案させていただきます。

令和 6 年度の国の施策及び予算編成において、ここに取りまとめた提案事項が実現することで、本市は、国の掲げる成長戦略や地方創生の実現、東京一極集中の是正などに寄与し、日本をけん引するエンジンとなることができるものと考えておりますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 7 月

名古屋市長 河 村 たかし

提 案 項 目 一 覧

1	地方税財源の充実確保	1
2	特別自治市の創設等	3
3	感染症や物価高騰への対応	5
4	リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化	7
5	地域強靱化に向けた防災対策	11
6	施設の老朽化対策	15
7	安心・安全なまちづくりの推進	17
8	安心して生活できる福祉・医療体制の充実	19
9	子どもの健やかな育ちの支援	21
10	教育行政の充実	25
11	名古屋城（名城公園）の整備	27
12	なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備	29
13	堀川の総合的な整備	30
14	木曽川水系連絡導水路新用途の早期実現	31
15	名古屋圏道路ネットワークの整備等	33
16	名古屋港の整備	35
17	中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現	37
18	スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実	39
19	アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する支援	41

1 地方税財源の充実確保

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 国・地方間の税源配分の是正

- ・ 国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- ・ 地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の關係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- ・ 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

(2) 地方交付税の改革等

- ・ 地方交付税総額については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。特に、物価高騰や感染症への対応について、必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地方財源不足の解消は、臨時財政対策債ではなく、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。
- ・ 地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

<提案の背景>

真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施することが重要である。

(国・地方間の税源配分の是正)

現状における国・地方間の税の配分は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた税の実質配分は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分と

なるよう地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方法人税は、真の分権型社会の実現の趣旨に反する不適切な制度である。もとより、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

さらに、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

(地方交付税の改革等)

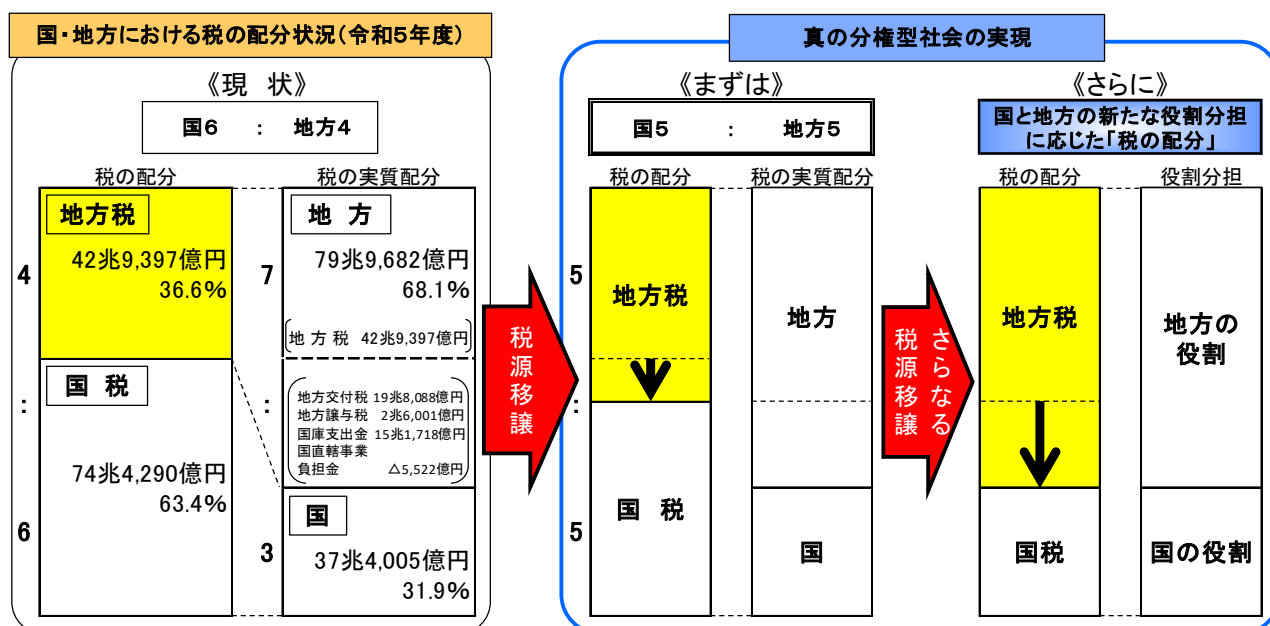
地方交付税については、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでなく、地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。特に、エネルギー価格等の物価高騰による内部管理経費の増大や感染症への対応について、必要な財政措置を講ずるべきである。

また、地方財源不足の解消は、臨時財政対策債を速やかに廃止し、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。

さらに、臨時財政対策債の元利償還金については地方交付税措置となっているが、償還時に不交付団体である場合には地方税で償還することとなるため、財政力が高い団体に相対的に多く配分されている臨時財政対策債の配分方法を見直すべきである。

加えて、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すべきである。

国・地方間の税源配分の是正



2 特別自治市の創設等

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 特別自治市(通称「特別市」)の創設

- ・圏域における連携を推進し、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする新たな大都市制度として「特別市」を早期に創設するため、国(総務省)に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、議論を加速させること。

(2) 大都市税源の拡充強化

- ・大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- ・ふるさと納税制度について、大都市の税収減が看過できない状況となっていることなどから、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。

<提案の背景>

本市は、平時・非常時を問わず、市民に最も身近な基礎自治体として質の高い行政サービスを提供するだけでなく、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域の中心都市として、当地域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されている。こうした役割を将来にわたり着実に果たしていくためには、都市の能力と役割に見合う権限・税財源を兼ね備えた、この圏域にふさわしい大都市制度の創設が必要である。

(特別市の創設)

圏域における連携を推進し、自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営が可能となるよう、第33次地方制度調査会における調査審議の状況も踏まえ、事務・権限の移譲を可能な限り進めるとともに、行財政面で自主・自立した「特別市」を早期に創設するため、国(総務省)に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、議論を加速すべきである。

(大都市税源の拡充強化)

新たな大都市制度が創設されるまでの間、指定都市が大都市特有の財政需要や、道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

また、新たに国・道府県から事務・権限が指定都市へ移譲される場合に必要な財源についても、指定都市へ税制上の措置を講ずるべきである。

さらに、ふるさと納税制度については、返礼品を目的とした寄附による税額控除により、大都市の税収減が看過できない状況であることなどを踏まえ、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うべきである。

～名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方～

大都市を取り巻く状況	名古屋大都市圏を取り巻く状況	指定都市制度の問題点
・少子化・高齢化に伴う人口構造の変化 ・交流人口の増加 ・価値観・ライフスタイルの多様化 ・公共施設老朽化に伴う保全・更新費用の増加	・リニア中央新幹線の開業 ・南海トラフ巨大地震発生に対する懸念等 ・圏域を取り巻く厳しい経済環境 ・広域的な取組みに対するニーズの高まり	・特例的・部分的な事務配分 ・大都市が担う事務、役割に対応できていない税財政制度

基本理念

「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一体的な発展」をめざす

基本的な視点

圏域全体をけん引	行財政面における自主・自立	地域ニーズへのきめ細かな対応
----------	---------------	----------------

基本的な方向性

圏域における自治体連携の推進	「特別自治市」の創設
◆当圏域の自治体との連携を推進し、強い大都市圏の形成をめざす。 ◆当圏域の中心都市として連携の核となり、強力なリーダーシップを発揮する。	◆市域内において地方が行うべき事務を本市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設する。 ◆地域ニーズにきめ細かく対応するため、住民自治の充実を図る。 ◆大都市に求められる役割や特有の行政需要に対応した新たな税財政制度を構築する。

～大都市税源の拡充強化～

大都市特有の財政需要	道府県に代わって行政サービスを提供
●法人需要・インフラ需要 企業活動支援 道路整備 など ●都市的課題から発生する需要 生活保護費 保育所関係経費 など	●地方自治法に基づくもの 児童福祉 食品衛生 土地区画整理事業 など ●その他法令に基づくもの 国・道府県道の管理 定時制高校人件費 衛生研究所 など

税源移譲により大都市税源の拡充強化が必要

○ふるさと納税制度による個人住民税の寄附金税額控除額

(百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全 国	339,100	431,142	567,237
名 古 屋 市	8,842	10,898	13,500

(注) 全国は「ふるさと納税に関する現況調査」(総務省)の数値(各年度6月1日時点)
本市の令和2年度及び3年度は決算額で、令和4年度は決算見込額

3 感染症や物価高騰への対応

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)

【提案内容】

(1) 感染症対策に関する事務・権限の移譲

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。

(2) 感染症や物価高騰対策に要する財政措置

- ・人口や経済活動が集積する大都市の財政需要に十分配慮し、感染症対策や生活者・事業者支援等に継続して取り組めるよう、国が行う臨時の給付施策等を含め、必要な財政措置を確実に講ずること。
- ・感染症や物価高騰への対応のための地方向け交付金を措置する場合は、財政力に関わらず必要な額を算定し、大都市に十分配慮すること。
- ・上下水道、交通事業を始めとする公営企業についても、電力費等の増大による収支悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

<提案の背景>

本市では、令和2年に初めて新型コロナウイルス感染症患者が発生して以来、保健所による積極的疫学調査などの感染拡大防止対策を全庁的な応援体制のもと実施したほか、市内中小企業者の経営を支援する大規模な融資制度を創設するなど、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るため、さまざまな施策を講じてきた。

新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行されたものの、引き続き感染症対策、今後の感染症危機への備えやウクライナ情勢を背景としたエネルギー価格等の物価高騰に対し、必要な対策を講ずるべきである。

(感染症対策に関する事務・権限の移譲)

大都市部の感染拡大防止等の対策に最前線に取り組む指定都市の重要な役割に対して、指定都市市長の権限が依然として極めて限定的となっている。大都市部においては、感染拡大のスピードが非常に速いことから、早期の感染拡大防止対策が非常に重要であるため、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応できるよう、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、臨時の医療施設や宿泊療養施設の開設などの道府県知事の権限を希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲すべきである。

(感染症や物価高騰対策に要する財政措置)

新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行されたものの、引き続き感染症対策が見込まれることに加え、エネルギー価格等の物価高騰により影響を受けている市民生活・地域経済への支援や、地方公共団体の光熱費を始めとした内部管理経費の増大への対応も必要な状況である。引き続き、人口や経済活動が集積する大都市の財政需要に十分配慮し、感染症対策や生活者・事業者支援等に継続して取り組めるよう、必要な財政措置を確実に講ずる必要がある。

特に、感染症や物価高騰への対応のための地方向け交付金を措置する場合は、地方の実情に応じて柔軟に対応できるよう、財政力に関わらず必要な額を措置する算定方法とし、大都市に十分配慮すべきである。

また、上下水道、交通事業を始めとする公営企業についても、電力費等の増大により収支が悪化しており、国においては十分な支援策を講ずる必要がある。

4 リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化

(国土交通省)

【提案内容】

- (1) 名古屋駅のスーパーターミナル化の推進
 - ・「日本中央回廊」の形成による効果の最大化と広域的拡大を図るため、アクセス性の向上・総合交通結節機能の強化など名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた取組みについて、社会資本整備の重点施策として強力に推進すること。
 - ・整備には相当規模の投資が必要であるため、国家的プロジェクトとして、国際競争拠点都市整備事業等により、重点的な財政措置を講ずること。
- (2) リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援
 - ・名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上を図るため、高速道路出入口及び渡り線の追加に取り組んでおり、リニア中央新幹線開業に向け早期に整備を行う必要があることから、有料道路事業としての必要な財政支援を行うこと。

<提案の背景>

リニア中央新幹線の開業による「日本中央回廊」の形成がもたらす効果を最大限に発揮させるためには、名古屋駅の乗換利便性の向上や都市機能強化が必要である。

(名古屋駅のスーパーターミナル化の推進)

世界的なものづくり圏域の中心に位置する名古屋駅のスーパーターミナル化は、「日本中央回廊」形成の効果を広域的に拡大し、我が国の国際競争力強化へ繋げていくものであり、また、リニア中央新幹線と東海道新幹線との二重系化による国土強靱化の加速化に資するものである。さらに、新たな人の流れや地域間の交流を支え、持続可能な地域社会の形成や経済成長の基盤となる事業である。

現在、リニア中央新幹線名古屋駅においては、全5工区で全面的に工事が展開されている。

本市においてもまちに開かれた「ウォーカブルな広場」の整備に向けて、名古屋駅東側駅前広場では本格的に工事を進め、西側駅前広場では、まずは平面レベルの整備について、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会も視野に、令和4年12月に策定したデザイン計画に基づき、詳細設計等を実施する。また、名鉄名駅再開発計画など民間プロジェクトとの連携や支援など、名古屋駅エリア全体における都市機能の強化や防災性の高い空間

の確保、まちのにぎわい創出及び歩行者アクセスの改善などにも鋭意取り組んでいる。

名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた整備には相当規模の投資が必要であり、「リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金」や令和4年に採択された国際競争拠点都市整備事業を始めとした補助制度の活用によって財源確保に取り組んでいる。

「日本中央回廊」形成の効果を最大限発揮させるためには、そのゲートウェイである名古屋駅のスーパーターミナル化を社会資本整備の重点施策として推進することが不可欠であり、今後も時機を失することなくスピード感をもち、名古屋駅の交通結節性や災害レジリエンスの強化を推進していくため、重点的な予算配分など、特別な財政措置を講ずる必要がある。

（リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援）

名古屋高速道路の名古屋駅周辺のランプは、栄・伏見地区を向いた出口配置であり、名古屋駅へ向かうにはUターンや迂回を伴う利用となっている。また、都心環状線の合流部等では朝夕を中心に渋滞が発生している。さらに、再開発の進展などにより交通量の増大が見込まれている。

これらに対応し、リニア中央新幹線の速達性の効果を広域的に波及させるためには、高速道路出入口及び渡り線を追加し、名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上を図る必要があることから、新黄金出入口、新洲崎出入口、栄出入口及び丸田町JCT西渡り線・南渡り線の早期整備を図るため、無利子貸付金など有料道路事業としての財政的な支援が必要である。

「日本中央回廊」の形成

■日本中央回廊の特徴

- 時間短縮効果によって三大都市圏が一つの都市圏に
- 世界に類を見ない魅力的な経済集積圏域の形成
- 全国各地との交流の活発化



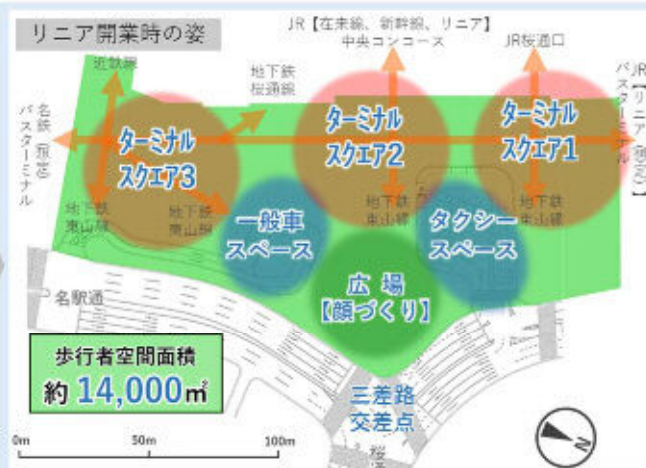
名古屋駅の都市機能強化

スーパーターミナル化



多様な人々が交流し、まちに開かれた「ウォーカブルな広場」

東側駅前広場

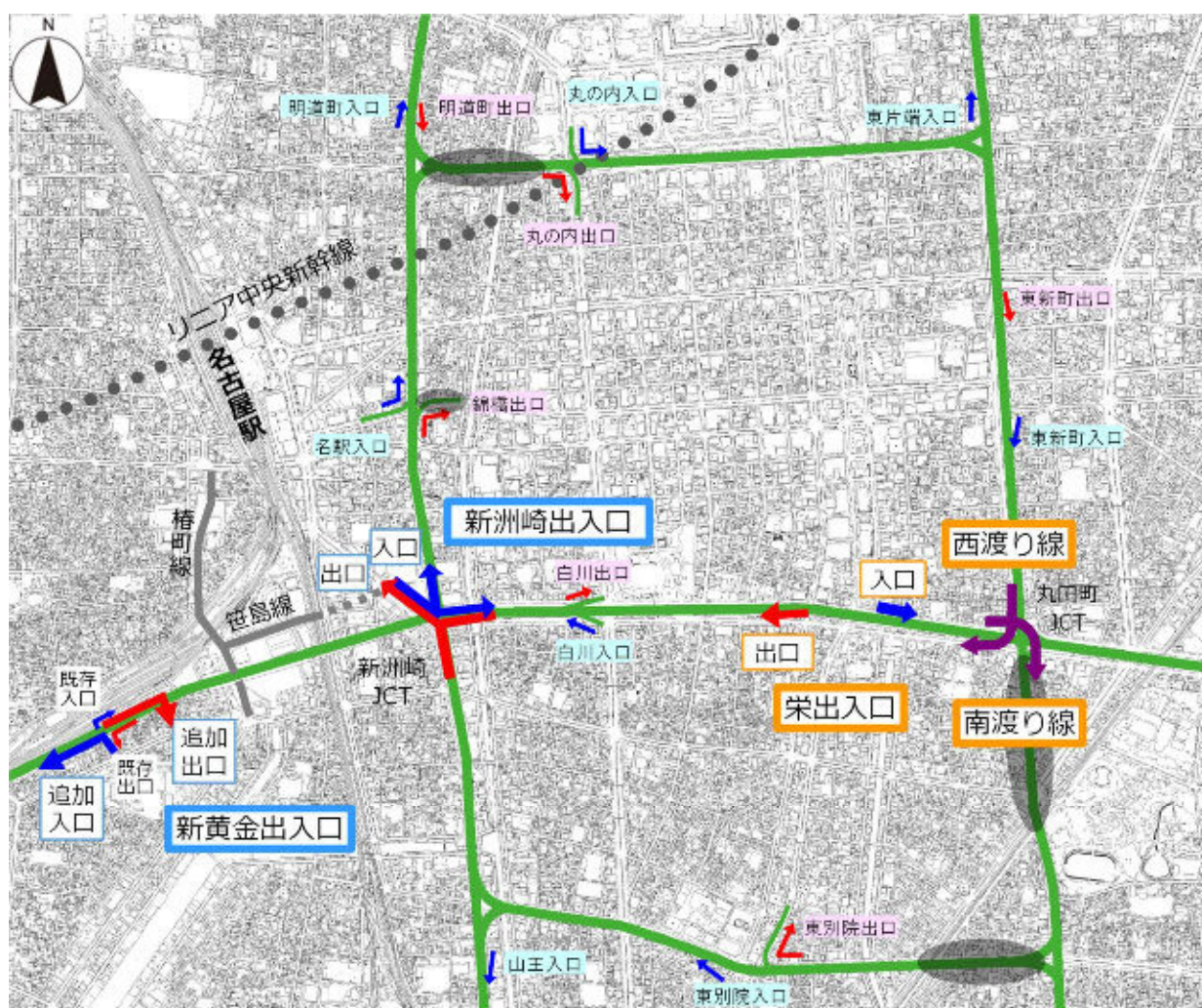


西側駅前広場 (リニア開業時の姿)



名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上

- ・新黄金出入口の新設による駅西側とのアクセス強化、新洲崎出入口の新設による駅東方面とのアクセス性向上を図る。
- ・名古屋駅周辺の改善だけでなく、栄出入口の新設並びに丸田町 JCT における西渡り線及び南渡り線追加により、都心環状線の渋滞解消、名古屋駅へのよりスムーズなアクセス性向上、名古屋駅から中部国際空港を始めとする南方面へのアクセス性向上及び都心部における自動車の集中緩和を図る。



(注) 出入口の名称については仮称

5 地域強靱化に向けた防災対策

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 災害に強いまちづくり

ア 震災対策

- ・ 緊急輸送道路や避難路を確保するため、橋りょうの耐震対策、電線類の地中化及び道路の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 建築物の耐震対策や市設建築物の天井脱落対策に必要な財政措置を講ずるとともに、建築物耐震対策緊急促進事業の適用期限、住宅・建築物耐震改修事業の時限措置及び住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すること。

イ 豪雨対策

- ・ 治水上重要な国直轄河川庄内川を始め、愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。特に庄内川の枇杷島狭さく部においては、ＪＲ新幹線橋りょう、ＪＲ東海道本線橋りょうの架替えに早期着工すること。
- ・ 堀川、山崎川、戸田川等の本市管理河川の改修事業、リニア中央新幹線開業を控えた名古屋駅周辺地域や山崎川流域における下水道の浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。
- ・ 樹木・堆積土砂に起因する洪水氾濫を防止するため、必要な財政措置を講ずること。

(2) 災害対応力の向上

- ・ 帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、必要な支援策を講ずること。
- ・ 名古屋を始めとする、中部圏の災害対策機能の強化を図るため、基幹となる広域防災拠点として名古屋港の早期整備を行うとともに、名古屋空港隣接地に愛知県が整備を進めている愛知県基幹的広域防災拠点について、早期整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 水防法改正に伴う想定し得る最大規模の浸水想定区域等を踏まえた避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。
- ・ 津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を延長すること。
- ・ 下水道基幹施設の耐水化及び非常用電源確保に対し、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

本市は世界有数のものづくりの中核圏域である名古屋大都市圏の中心都市であり、多くの人口や都市機能が集積するとともに、道路、鉄道、港湾など各種交通の要衝となっている。一方、本市西南部には海拔ゼロメートル地帯が広がるなど、地震災害や風水害等の大規模自然災害に対する脆弱性を有している。

本市では、国土強靱化地域計画に基づき防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところであるが、令和２年度には、災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえて「名古屋市地域強靱化計画」を改定するとともに、「名古屋市災害対策実施計画」に新たな事業を追加した。令和５年度には、想定し得る最大規模の風水害の被害想定や対応方針などを踏まえ、次期災害対策実施計画を策定する予定である。

（災害に強いまちづくり）

〔震災対策〕

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、港湾、公園、上下水道等の都市インフラの防災機能を強化する必要がある。また、死傷者数や経済的な被害を減らすため、民間建築物、市営住宅始め市設建築物の早期の耐震対策や市設建築物における天井脱落対策が必要である。さらに、建築物耐震対策緊急促進事業の適用期限、住宅・建築物耐震改修事業の時限措置及び住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すべきである。

〔豪雨対策〕

国県市では、これまでも一定の治水安全度の向上を図ってきたが、近年頻発化・激甚化する豪雨に対し、「流域治水」の考え方に基づく、事前防災・減災対策の加速化が求められている。国直轄河川庄内川では、特に枇杷島狭さく部における特定構造物改築事業について、県道枇杷島橋の架替えの早期完成を目指すとともに、ＪＲ新幹線橋りょう、ＪＲ東海道本線橋りょうの架替えにも早期着工する必要がある。また、愛知県管理河川の改修事業を推進するとともに、本市管理河川の改修事業や下水道の浸水対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。

については、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」や緊急浚渫推進事業債等の制度を活用するなど、必要な財源を継続的に確保する必要がある。

（災害対応力の向上）

都心部における駅周辺の帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、施設に係る固定資産税の軽減措置を講ずるとともに、施設管理者に損害賠償責任が及ばない制度の創設等の支援策を講ずる必要がある。

また、広域にわたる大規模災害時に、基幹となる広域防災拠点として、名古屋港については国による早期の整備を行う必要があるとともに、名古屋空港隣接地に愛知県が整備を進めている愛知県基幹的広域防災拠点については、早期整備に必要な財政措置を講ずる必要がある。

さらに、水防法改正に伴い公表された想定し得る最大規模の浸水想定区域等を踏まえた市民の避難対策等を推進する必要があるほか、津波災害警

戒区域内における避難施設を引き続き確保するため、津波避難施設に対する固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を延長すべきである。

下水道基幹施設については災害時にも下水道機能を確保するための耐水化や、非常用電源確保の対策を着実に推進する必要がある。

名古屋市災害対策実施計画

1. 現計画（2019～2023 年度）

■趣旨・目的

～誰もが安心して暮らせる減災都市名古屋～

名古屋市防災条例に掲げる「自助」「共助」「公助」の理念を念頭に置き、市民・事業者等とも協働して本計画に掲げた対策を推進することで、災害発生時に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児、外国人を含む全ての人が安心して暮らせるまちの実現をめざします。

■計画目標（関連部分抜粋）

指 標	実績値 (2021 年度)	目標値 (2023 年度)
耐震補強実施橋りょう数	完了 7 橋 事業中 7 橋	完了 9 橋※1
耐震改築実施橋りょう数	完了 1 橋	完了 1 橋※1
電線類の地中化実施路線数	完了 1 路線 事業中 6 路線	完了 2 路線
緊急輸送道路の整備箇所数	完了 1 箇所 事業中 3 箇所	完了 2 箇所
震災に強いまちづくり方針において避難地として計画された公園のうち整備済み箇所数	事業実施 10 箇所 完了 161 箇所	事業実施 11 箇所 完了 163 箇所
山崎川堤防の耐震化延長	8,540m	9,200m
みずプラン 32 における配水管の更新及び耐震化延長	519.2km (2020 年度)	510km※2
みずプラン 32 における下水管の改築及び耐震化延長	224.1km (2020 年度)	225km※2
対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策の実施施設数	37 施設	45 施設
民間再開発事業による帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数	10 地区	10 地区
堀川の整備率	47.7%	48%

※1、2021 年度の目標値

※2、みずプラン 32 の目標年度は 2020 年度

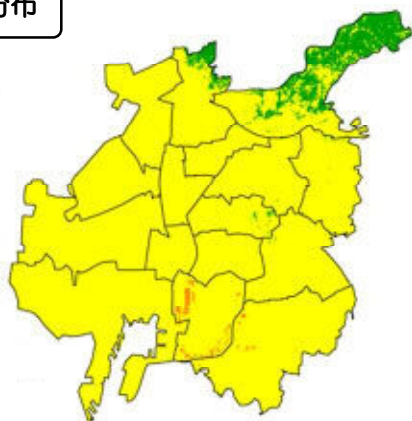
2. 次期計画（2024～2028 年度予定）

想定し得る最大規模の風水害の被害想定や対応方針などを踏まえ、令和 5 年度中に次期災害対策実施計画の策定を予定している。

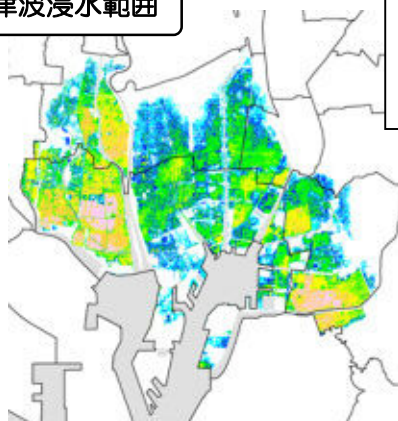
南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）

震度分布

震度階級



津波浸水範囲



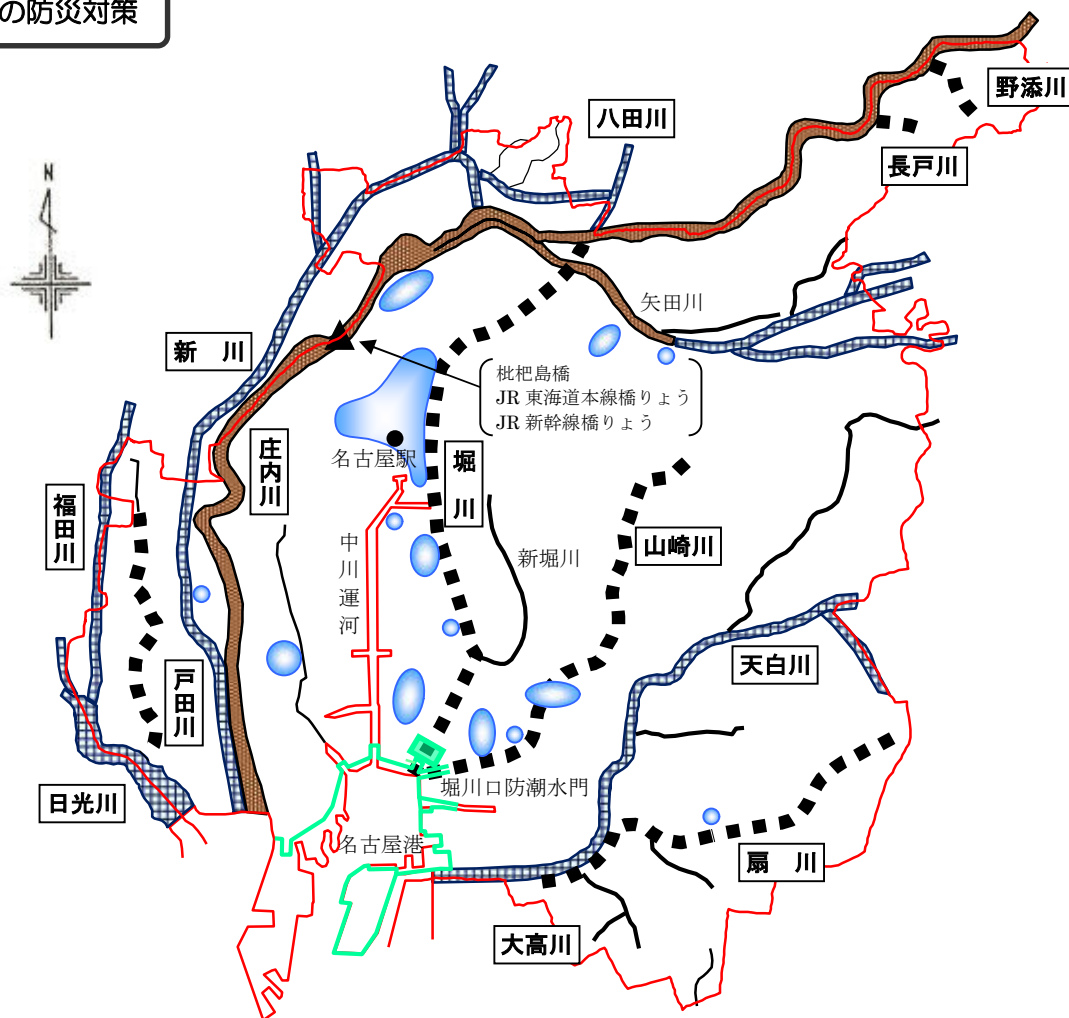
堤防条件

（過去の地震を考慮した最大クラス）
地震発生と同時に盛土構造物（土堰堤）は耐震化の程度もしくは液状化可能性に応じ沈下量を設定し、越流によって破壊。コンクリート構造物は耐震化の程度に応じて沈下量を設定。

浸水深(m)



名古屋市内の防災対策



凡		例	
	国直轄河川 （▲は枇杷島地区特定構造物改築事業）		下水道の浸水対策事業
	県管理河川		海岸保全施設（防潮壁等）
	広域河川		

※提案内容より治水・港湾事業を中心に抜粋

6 施設の老朽化対策

(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 公共土木施設

- ・道路施設、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

(2) 市設建築物

- ・義務教育施設や市営住宅などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

< 提案の背景 >

本市の保有する学校・市営住宅などの市設建築物は、昭和40年代から60年代を中心に、道路・河川・公園などの公共土木施設は、昭和30年代から集中的に整備されてきており、経過年数の増加に伴う修繕、改修、改築などが必要となる施設の増加が見込まれている。

今後も人口減少や人口構造の変化などを踏まえて、公共施設を健全な状態に保ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくためには、施設の長寿命化による経費の抑制と平準化とともに、市設建設物について、保有資産量の適正化を図る必要がある。

(公共土木施設)

道路橋、横断歩道橋、道路舗装、道路照明などについては、維持管理計画に基づく点検結果を活かした「予防保全型維持管理」を推進している。今後も適切な維持管理を持続的に実施するため、十分かつ継続的な財政措置が必要である。

河川のポンプ施設については、維持管理計画に基づいた整備・更新を今後も持続的に推進していくため、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、交付金の対象に小規模な河川排水機場や地域排水ポンプ所を加えるなど要件緩和を行い、さらなる制度の拡充が必要である。

公園施設については、公園施設長寿命化計画に基づいた施設更新を進めるために、十分かつ継続的な財源の確保を図るとともに、建築物及び公園橋の点検・修繕等にも財政措置を講ずるなど、さらなる制度の拡充が必要である。

下水処理場やポンプ場については、老朽化により機能が停止した場合、市街地への汚水流出など市民生活や経済活動に重大な影響を及ぼすため、改築が必要であり、本市では、改築に併せて省エネ化・脱炭素化などの機能向上を図っている。また、下水管路についても、老朽化に伴う道路陥没は社会的影響が大きく、改築が必要であり、本市では、特に合流式下水管の改築により、雨水排除機能の向上による浸水対策を図っている。これらの事業を推進するため、十分かつ継続的な財政措置が必要である。

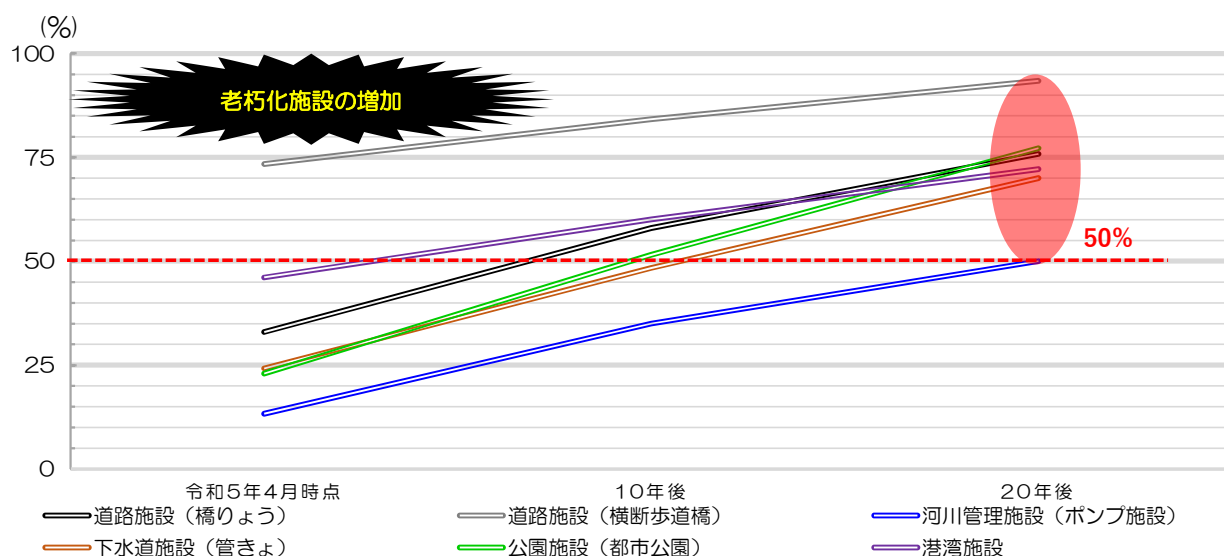
港湾施設については、予防保全の観点から計画的な維持管理に取り組むため、引き続き財政措置が必要である。

(市設建築物)

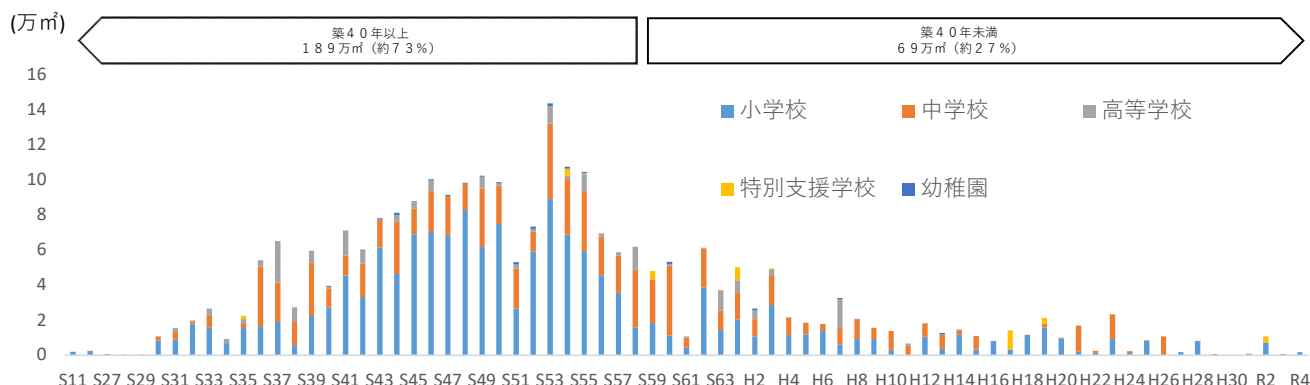
義務教育施設などについて、本市においては、築40年を経過した校舎等が7割を超えており、「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」に基づき、経費の抑制と平準化を図りつつ、施設の長寿命化に取り組むとともに、トイレ改修や空調設備の整備、施設のバリアフリー化により、児童生徒の安心・安全・快適な学校生活の確保に努めている。計画的な改修を推進していくため、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、補助単価を引き上げるほか、新增築の際に最大3年先の学級数で補助資格を算定することができる制度の改善、施設のバリアフリー化の促進や小学校における35人学級編制導入に係る整備、小中学校の統合に係る校舎の新築整備などに対するさらなる制度の充実が必要である。

また、市営住宅についても、築40年を経過した住宅の管理戸数が5割を超えており、「名古屋市営住宅等アセットマネジメント実施方針」に基づき、持続可能で安定的な管理運営を行うとともに、住宅ストックの長寿命化を進めている。長寿命化に資する維持管理や改善を計画的に推進していくため、十分な財源の継続的な確保が必要である。

建設後50年以上経過する公共土木施設の割合



義務教育施設等の建築年度別の延べ床面積



7 安心・安全なまちづくりの推進

(法務省・厚生労働省・国土交通省)

【提案内容】

(1) 交通安全対策の推進

- ・通学路や幹線道路等の安全対策を速やかにかつ継続的に進めるため、必要な財政措置を講ずるとともに、A S V（先進安全自動車）の推進を行うこと。

(2) 再犯防止の推進

- ・誰もが犯罪の被害者や加害者になることなく安心・安全に暮らすことのできる社会を実現するため、本市が先進的に取り組んでいる再犯防止施策の実施体制の継続に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

市民の不安を解消し、安心・安全に生活できるまちを実現するため、交通安全対策や再犯防止施策を推進していくことが必要である。

(交通安全対策の推進)

令和4年の本市の交通事故死者数は30人と前年に比べて8人増えており、引き続き通学路や幹線道路等の安全対策が喫緊の課題である。通学路については、従来から警察等と連携し、毎年度安全点検と安全対策に取り組んでおり、令和3年度には千葉県八街市で発生した児童死亡事故を受け、再度点検を実施するなど、安全対策を進めてきた。その中、本市においても、児童2名が交差点で、青信号の横断歩道を歩行中に自動車に衝突されるという死傷事故が発生した。これを受け、本市では、令和4年度に有識者を交えた「通学路の更なる安全対策検討会」が取りまとめた対策を、市内全域で展開していくこととしている。

ついでには、幹線道路の歩道や横断歩道を含めた、通学路の総合的な安全対策とともに、幹線道路等における事故危険箇所の交通安全対策をさらに推進していくため、必要な財政措置を講ずるべきである。

また、運転手側のヒューマンエラーが発生した場合においても、児童等の交通弱者の生命を守るため、車両側の安全対策を充実させることが重要であることから、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した車両であるA S V（先進安全自動車）の推進が必要である。

(再犯防止の推進)

本市の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割と高い水準で推移しており、犯罪を抑止し、誰もが犯罪の被害者や加害者となることなく、

安心・安全に暮らすことのできる社会の実現のためには再犯防止施策が重要である。令和5年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」においては、国は地方公共団体等に対する財政面を含めた必要な支援を行う役割があるとされている。

本市では平成31年1月から令和2年6月まで国の地域再犯防止推進モデル事業の委託を受け、司法と福祉をつなぐコーディネート機関を設置し、福祉サービス等を必要とする起訴猶予者を福祉関係機関に適切につなぎ、継続的な支援を行うことで安定した生活の確保を目指す先進的な「伴走型入口支援事業」を実施したところである。

令和3年度には「名古屋市再犯防止推進計画」を策定し、令和4年度からは起訴猶予者に加え、執行猶予者等までを対象とした伴走型入口支援事業を本格実施している。

今後も既存の機関ではできない、きめ細かな対応やフォローアップなど支援の隙間を埋めることのできる伴走型入口支援事業を継続的に実施するため、必要な財政措置を講ずるべきである。

交通安全対策の一例



対 策 前

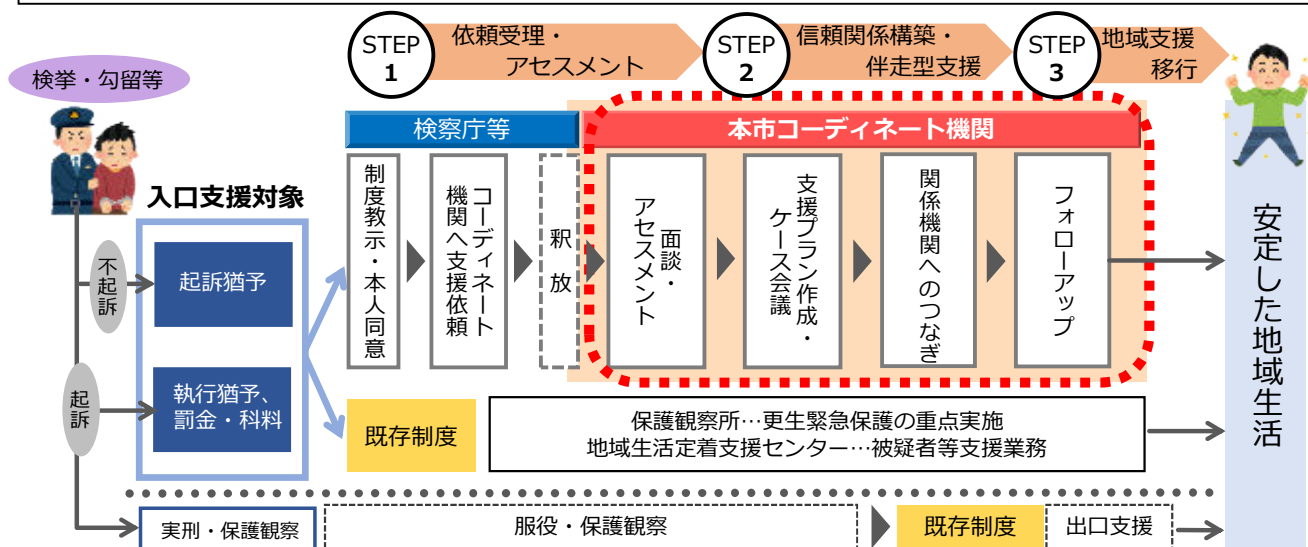


歩道整備



対 策 後

伴走型入口支援事業の流れ



8 安心して生活できる福祉・医療体制の充実

(厚生労働省)

【提案内容】

(1) 粒子線がん治療の推進

- ・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すること。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すること。

(2) 地域医療体制の確保

- ・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるよう、診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図ること。

(3) 介護保険制度の円滑な実施

- ・看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れることができるよう、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

安全で安心して暮らせるまちを実現するため、福祉・医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。

(粒子線がん治療の推進)

これまでの診療報酬改定によって小児腫瘍、骨軟部腫瘍、頭頸部悪性腫瘍、前立腺がん、肝細胞がん、肝内胆管がん、すい臓がん、大腸がん（術後再発）に対する陽子線治療等、一部の粒子線がん治療に対し健康保険が適用された。陽子線を含む粒子線がん治療は、患者の経済的負担が大きいことから、誰もが正しく治療を受けられるよう、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すべきである。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すべきである。

(地域医療体制の確保)

救急医療、小児医療や周産期医療などの地域医療については、医療機関にとって不採算であり、医師を始めとする医療従事者の負担が大きい。さらに令和6年4月から医師の働き方改革による時間外労働の上限が適用されることにより、医療機関での体制確保がますます難しくなっていくことが見込まれる。また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたものの、医療の現場においては今後も負担は継続する。

本市では、救急医療などの地域医療体制を確保するため、医療機関への補助を行っているが、今後も引き続き、地域医療体制を維持していくため

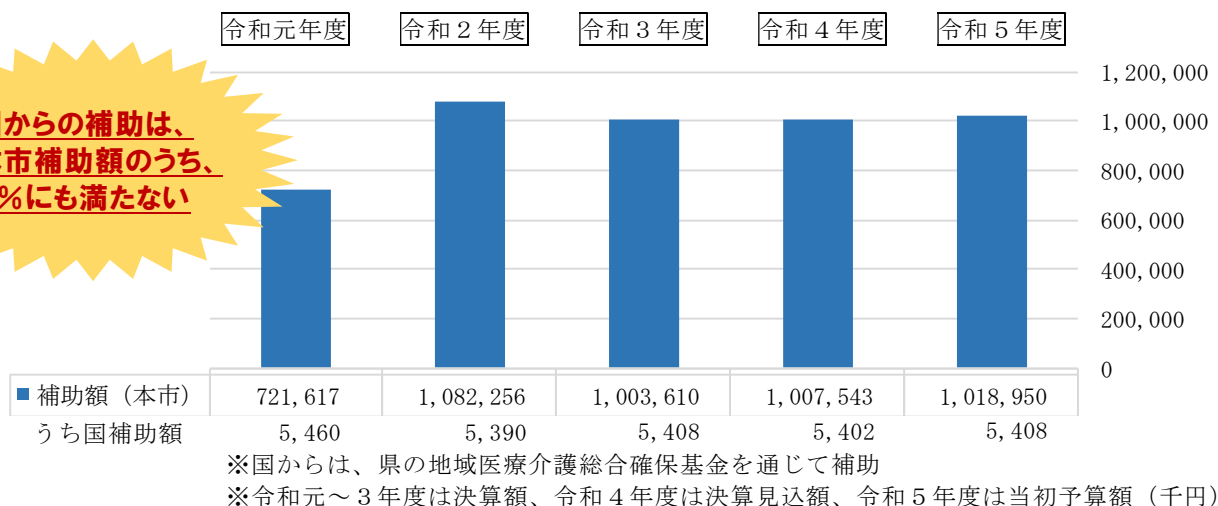
には、国においても診療報酬のさらなる充実や運営費助成の拡充を図るべきである。

(介護保険制度の円滑な実施)

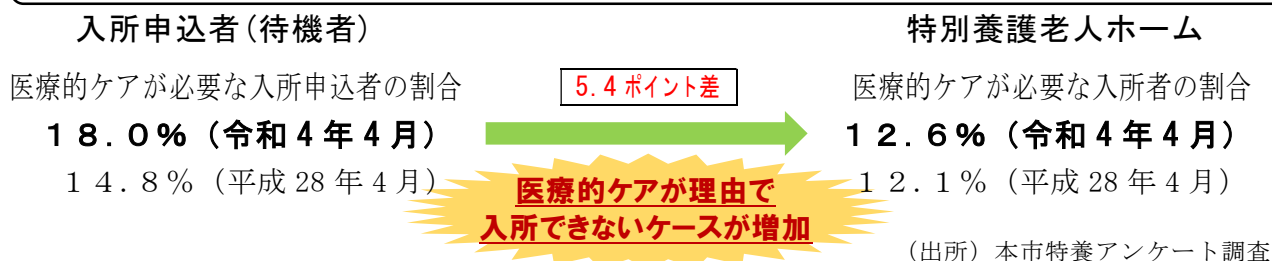
平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となったことで、医療的ケアが必要な入所者の割合が増加し、人材確保が困難な中、看護・介護職員の負担が大きくなってきているとともに、医療的ケアが必要な利用者の受入れも年々厳しい状況となっている。

平成30年度の介護報酬改定で看護職員等の夜間配置について加算が上乗せされたが、令和3年度の改定においては、加算の創設、上乗せ等の評価はされておらず、看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れるには十分ではないため、さらなる財政措置を講ずるべきである。

救急医療体制運営費助成の推移



医療的ケアが必要な利用者の特別養護老人ホーム受入れが厳しくなっている



“医療対応型” 特別養護老人ホーム

(要件1) 医療的ケアが必要な入所者を **30%以上**

(要件2) 看護職員を **24時間配置**

(要件3) **医療機関**を併設

医療機関と特養の連携

看護職員の24時間配置
にかかる運営費を
市独自財源により補助

9 子どもの健やかな育ちの支援

(こども家庭庁)

【提案内容】

(1) 「子ども・親総合支援」の推進

- ・さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して総合的に支援するとともに、子どもたちが課題や困難に直面しても夢や希望を持って将来に向かって生きる力を育むための支援を発達段階に応じて行う「子ども・親総合支援」を推進するため、財源措置などを講ずること。

(2) 安定的な保育の受け皿確保の推進

- ・適切な保育環境を備えた保育の受け皿を安定的に確保できるよう、既存保育所の老朽化対策に係る補助率の嵩上げ等の財政措置を講ずるとともに、賃借料加算の単価を引き上げるなどの拡充を図ること。

＜提案の背景＞

国においては、少子化対策の抜本的強化のため「こども未来戦略方針」を策定し、こども・子育て政策の課題や今後3年間の集中的な取組を示しているが、施策の実施に当たっては国による財政措置・制度の充実が必要である。

また、本市では、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指しており、さらなる次世代育成支援策を推進していくためにも、大都市特有の状況に応じた国からの支援が必要である。

(「子ども・親総合支援」の推進)

子どもが自死に至るような悲しい事件が二度と起きない、一人の子どもも死なせないまちの実現に向け、本市では、早い段階から問題を予防し、子どもたちが夢や目標を持ってライフプランを描くことができるような開発的支援を行う「子ども・親総合支援」に取り組んでおり、公平・中立かつ専門的な立場で子どもの権利の保障をはかる第三者機関が、子どもからの相談を受け、子どもの権利を回復するための関係機関等への働きかけを実施する「子どもの権利擁護機関」(本市における子どもコミッショナー)

の設置・運営のほか、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親の家庭を、対象者の特性やニーズに応じた支援員が高頻度で訪問し、信頼関係を構築しながら生きる力の回復の支えとなる「家庭訪問型相談支援事業」を実施している。また、キャリアの専門家が学校に常駐し、小学校から高等学校までの子どもが将来について考えるための情報や機会を提供している。

さらに、虐待、ヤングケアラー、発達障害など困難を抱える子どもの問題に対応し、誰一人取り残さない福祉的支援を推進するため、新たな教育・福祉の連携強化にも取り組んでいるところである。

子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、財源措置などを講ずるべきである。

（安定的な保育の受け皿確保の推進）

本市における国の調査要領に基づく待機児童数は、令和5年4月1日現在において10年連続で0人を実現しており、また、近年は利用申込児童数の伸びが鈍化傾向にある。

一方で、本市の民間保育所等における築40年以上の老朽化した既存保育所の定員は1.4万人であり、また、賃貸物件を活用し整備した保育所の定員1.1万人を合わせた定員は2.5万人で、民間保育所等の過半（57%）を占めている。今後、民間保育所等の新設整備などの「量の拡大」から「必要量の維持」及び「質の向上」へ、子育て支援の重点をシフトしていく中、安定的な保育の受け皿を確保するには、これらの施設への支援が必要である。

そのため、既存保育所の老朽化対策について、定員の増加を伴わない改築等に係る補助率の嵩上げを行うなどの財政措置を講ずるとともに、今後、「こども未来戦略方針」の具体化を進める中で、国における支援の見通しを示すべきである。

また、賃借料に係る支援について、公定価格の賃借料加算の単価を引き上げるとともに、指定都市の単価の適用区分を都道府県と別に定めることにより、より実勢に適合した単価とすべきである。加えて、賃借料が公定価格の賃借料加算額と著しく乖離する場合の補助について、開設年度に限り緩和された補助要件を開設2年目以降も同様の取扱いとすべきである。

子ども・親総合支援

子どもの権利を保障するために

子どもの権利を広く保障する機関を運営する

さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親へ

「いじめ」「不登校」「ひきこもり」「発達障害」「学業」「内申点」「就職」「貧困」「虐待」「病気」等、様々な複合的な困難に対して総合的・包括的に、かつそれぞれの対象者を個別的に支援する

すべての子どもたちへ

子どもの目の前の進路にとどまらず、将来の針路を応援し、子ども自身が自分で、職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描けるよう、発達段階に応じた支援を行う

全国的にも先進的な、主な取組み

子どもの権利擁護機関

○子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利を広く保障する第三者機関としての「子どもの権利擁護機関」（本市における子どもコミッショナー）を運営
【R4年度実績】初回相談件数 460件
延相談件数 2,067件

家庭訪問型相談支援事業

○不登校や成績などのさまざまな悩みを抱える子どもや親に対して、総合的・包括的に支援を実施
○自宅等に支援員が訪問し、寄り添いながら悩みを聞き、不安等を軽減することで、子どもが将来の針路に意欲を持てるようになるための支援を実施
【R4年度実績】支援対象者数 720人
訪問支援回数 19,692回

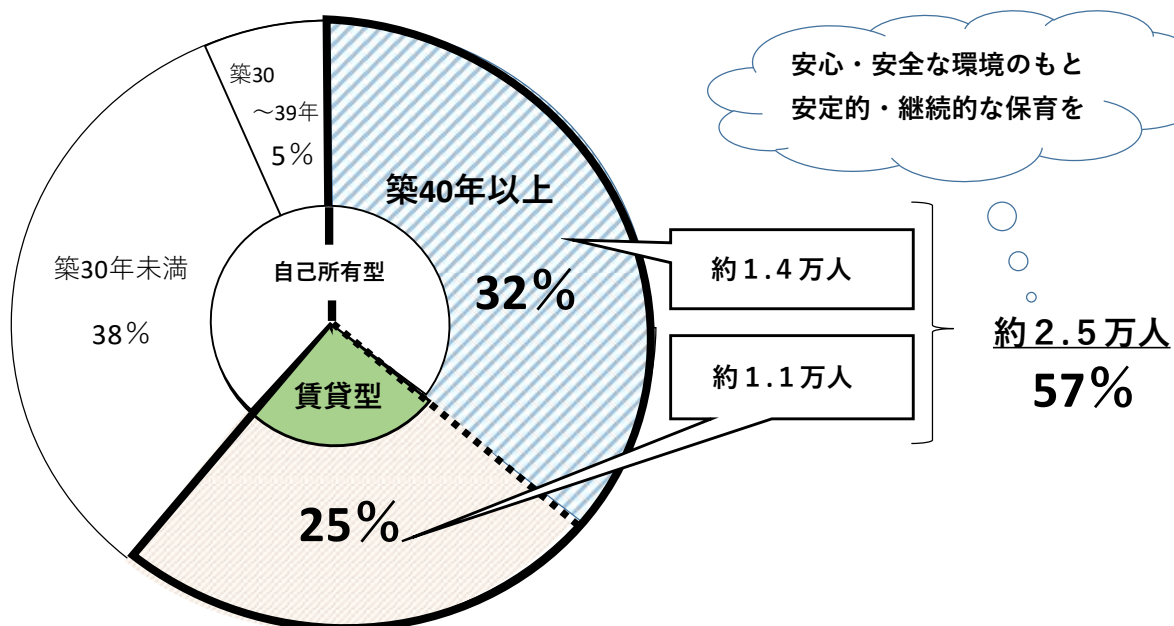
学校におけるキャリア支援

○学校にキャリアコンサルタントの資格を有する専門家が常駐（R5年度：90校）
○子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せるよう支援を実施
・ライフキャリアに関する出前授業、個別相談
・保護者への講演会、個別相談
・職業体験授業のコーディネート等

教育・福祉の連携による誰一人取り残さない支援体制も推進

＜本市における民間保育所等の定員状況＞

（令和5年4月時点）



※本市の民間保育所等の定員約4.4万人に占める割合を示すもの。

運営期間における公定価格の賃借料加算の拡充に係る提案

提案内容	(月額・千円)			
	定員60人・賃借料月額1,000(令和2年度以降本市補助基準額)の場合			
	国 403 (1/2)	県 202 (1/4)	市 202 (1/4)	法人負担 193
	公定価格の賃借料加算807 (a地域単価適用かつ単価増額 @13.45)			

現状	(月額・千円)			
	定員60人・賃借料月額1,000(令和2年度以降本市補助基準額)の場合			
	国 114 (1/2)	県 57 (1/4)	市 57 (1/4)	法人負担 193
	公定価格の賃借料加算 228 (c地域 単価 @3.8)			都市部における保育所等への賃借料支援事業 579 ((賃借料-賃借料加算) × 3/4)

- ・建物賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を上回る場合、開設初年度に限り補助対象とされているが、安定的な運営のため開設2年目以降も補助対象となるよう事業の拡充が必要。

公定価格賃借料加算の加算額の区分に係る提案

指定都市の
区分を新設

実勢に即した
単価に増額

提案内容	区分		都道府県	指定都市	都市部における額 (千円)
	a地域	標準	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	名古屋市	現行単価8.1 ×60人=486
		都市部			
	b地域	標準	静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県		現行単価4.4 ×60人=264
		都市部			
	c地域	標準	宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・石川県・長野県・愛知県・三重県・和歌山県・鳥取県・岡山県・広島県・香川県・福岡県・沖縄県		現行単価3.8 ×60人=228
		都市部			
	d地域	標準	北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県・富山県・福井県・山梨県・岐阜県・島根県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県		現行単価3.4 ×60人=204
		都市部			

現状	a地域の指定都市及びc地域の名古屋市に係る住宅地平均価格(千円/㎡) (R5.1.1時点地価公示)	
	a川崎280.4 > a横浜238.7 > aさいたま222.1 > c名古屋201.3 > a相模原167.5 > a千葉126.6	

10 教育行政の充実

(こども家庭庁、文部科学省)

【提案内容】

(1) 「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の推進

- ・子ども中心の学びの実現に向け、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による授業改善を強力に推進するため、財政措置などの支援策を講ずること。

(2) 「なごや子ども応援委員会」の支援

- ・専門職員を常勤で置く「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国的に展開されるよう、より一層の財政措置及び専門家養成に係る措置を講ずること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの法的な位置付けを明確にするよう関係法令の整備を行うこと。

(3) 教職員定数の充実改善及び外部人材の活用

- ・多様な教育課題に対応するため、教職員定数の充実を図ること。
- ・日本語指導等の配置及び養護教諭の複数配置に係る基準の緩和や、教科担任制のための加配定数に係る対象教科の拡大を実施すること。
- ・本市が先進的に取り組んでいる校内の教室以外の居場所づくりや統合支援に係る加配定数について、必要数を措置すること。
- ・部活動指導員や外国語指導助手、教員業務支援員などの外部人材を活用する施策について、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

児童生徒の心の問題や社会環境の変化を背景として、近年、いじめの深刻化が進むとともに、不登校児童生徒が増加する傾向にある。こうしたことから、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。

(「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の推進)

本市では、子ども中心の学びの実現に向け、授業改善や学校間連携の推進等に取り組むプロジェクトを立ち上げ、幼稚園から高等学校までの学校園において実践している。これらの実践を通して、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による授業改善を推進するナゴヤ・スクール・イノベーション事業を進めている。今年度、これらの実践をもとに、学びの方針を策定し、全市の学校園に浸透させるための取組みを進める。この事業には、他

都市からも多くの視察があり、全国の公教育への展開も期待される先駆的事业であることから、財政措置などの支援策を講ずるべきである。

（「なごや子ども応援委員会」の支援）

本市では、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、スクールカウンセラー等の専門職員を常勤職員として採用し、子どもの将来の針路を応援する「なごや子ども応援委員会」を運営しており、令和5年度から、スクールソーシャルワーカーを全区役所・支所の児童福祉部門に併任配置するなど、教育・福祉の連携強化にも取り組んでいる。

専門職員を常勤で置く本市の「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国的に展開されるよう、より一層の財政措置を講ずるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材確保のため、大学等の高等教育機関における専門家養成に係るカリキュラム編成を促進すべきである。

併せて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校において必要とされる標準的な職として、法令上明確にする必要がある。

（教職員定数の充実改善及び外部人材の活用）

現在、義務教育諸学校において、教員の多忙化解消を含む多様な教育課題への対応が求められている。そのためには、教職員定数の充実が必要であり、特に、基礎定数化が進められている日本語指導、通級による指導、初任者研修のための定数に係る配置基準の緩和や、標準法における養護教諭の複数配置基準の緩和のほか、教科担任制のための加配定数に係る対象教科の拡大が必要である。

また、本市が先進的に取り組んでいる校内の教室以外の居場所づくりに対する児童生徒支援加配定数について、本市の求める必要数を措置するほか、統合支援加配定数については、配置基準に合致する定数を必ず措置すべきである。

さらに、部活動指導員などの外部人材をより一層活用するため、外部委託事業を補助対象とすることや、補助単価の引上げ、補助制度の活用上限年数の撤廃など、さらなる制度の充実が必要である。

教職員定数の充実改善及び外部人材の活用

多様な教育課題

- ・日本語指導、通級指導への対応
- ・校内の教室以外の居場所づくり
- ・いじめ・不登校への対応
- ・教科担任制の推進
- ・教員の多忙化解消
- ・教職員の人材育成
- ・ウィズコロナへの対応 等

教職員定数の充実

外部人材の活用

- ・日本語指導、通級指導、初任者研修、養護教諭の配置基準の緩和
- ・教科担任制の対象教科の拡大
- ・児童生徒支援、統合支援に係る加配定数の必要数の措置

部活動指導員、外国語指導助手、教員業務支援員などの活用

1 1 名古屋城（名城公園）の整備

（文部科学省、国土交通省）

【提案内容】

- ・ 本丸搦手馬出周辺石垣の修復や名勝二之丸庭園の整備を始めとした文化財の保存活用及び復元模写された本丸御殿障壁画の表具工事や金シャチ横丁第二期整備に対し、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値を伝えるとともに、その魅力を一層高め、後世に継承すべく、文化財の保存活用を順次進めているところである。

戦災により焼失した天守閣は昭和34年に再建しているが、現在、豊富な史資料に基づく天守閣の木造復元について取り組んでいるところである。同じく戦災により焼失した本丸御殿は平成30年に上洛殿等を公開したほか、同年、金シャチ横丁の第一期開業を迎えたところである。

現在、約4千石に及ぶ本丸搦手馬出周辺石垣の解体修復や藩主が居住した御殿の庭園としては日本有数の規模を誇る名勝二之丸庭園の整備、金シャチ横丁第二期整備などの取組みを進めているところである。

（名古屋城（名城公園）の整備）

特別史跡名古屋城跡の価値を伝えるとともに、その魅力を一層高め、後世に継承すべく、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」に基づき、石垣修復事業の早期完了、名勝二之丸庭園の保存整備、重要文化財表二の門等の大規模修理や重要文化財旧本丸御殿障壁画の保存修理を着実に進め、文化財の保存活用に一層努めていくとともに、復元模写された障壁画の表具工事や名古屋城及び周辺エリアの魅力向上とにぎわい創出のための金シャチ横丁第二期整備を着実に進めていく必要がある。

名古屋城の整備の現状

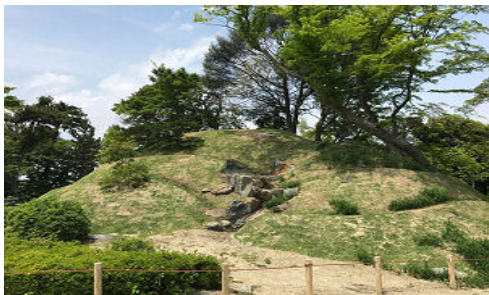
名勝二之丸庭園の保存整備

提案先：文化庁

事業内容：歴史活き活き!史跡等総合活用整備

工期：平成 25 年度～

現状：文化財庭園としてふさわしい庭園となるよう、新たな整備計画を策定し、保存整備を実施中



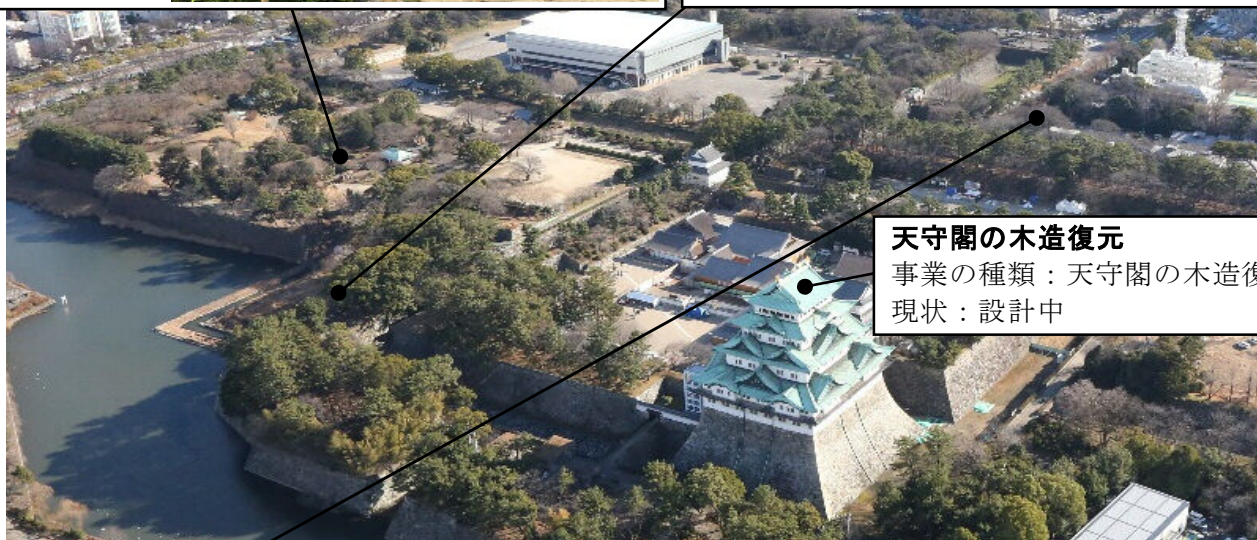
本丸搦手馬出周辺石垣の早期修復等

提案先：文化庁

事業内容：防災施設整備（記念物）、歴史活き活き!史跡等総合活用整備

工期：昭和 45 年度～

現状：令和 4 年度から積み直し工事に着手し、令和 8 年度完成を目標に実施中



天守閣の木造復元

事業の種類：天守閣の木造復元

現状：設計中



（芝居小屋風多目的施設の外觀イメージ）

金シャチ横丁第二期整備

概要：芝居小屋の機能を併設した飲食休憩施設等の整備

提案先：国土交通省

事業内容：都市公園事業（社会資本整備総合交付金事業）

工期：令和 5 年度～

現状：設計中

旧本丸御殿障壁画保存修理

提案先：文化庁

事業内容：美術工芸品保存修理

事業期間：昭和 61 年度～

現状：天井板絵等の保存修理を実施中

本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

提案先：国土交通省

事業内容：都市公園事業（社会資本整備総合交付金事業）

工期：平成 24～令和 11 年度

現状：復元模写制作事業の継続に伴い、完成した復元模写を本丸御殿に貼り込む表具工事を実施中

表二の門等の大規模修理

提案先：文化庁

事業内容：歴史活き活き!史跡等総合活用整備

現状：大規模修理に先立ち、雁木に係る発掘調査等を実施中

1 2 なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備

（国土交通省）

【提案内容】

- ・ 東部市街地に残る貴重な森を保全・再生するとともに、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組む「なごや東山の森づくり」の推進のため、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

本市東部市街地に残る「なごや東山の森」は、都市計画公園東山公園及び平和公園にまたがる約400haもの面積を有する森である。この森は、本市を代表する緑の拠点であるとともに、昭和10年の開園以来、親しまれてきた市民の貴重な財産となっており、次世代に向けて守り育てていく必要がある。

（なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備）

本市では、東山の森を保全し、次世代につなげていくために「東山動植物園再生プラン」に基づき、市民との協働等による森の保全・再生を進めるとともに、動植物園では、魅力的な施設や園路・広場等の整備により、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組んでいる。これらの事業を着実に推進するために財政措置を講ずる必要がある。

主な事業内容

森の保全・再生



市民協働による森づくり

動植物園の再生



『星が丘門』周辺の広場整備イメージ

1 3 堀川の総合的な整備

(国土交通省)

【提案内容】

- ・にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市中心部を南北に流れる堀川は、堀川まちづくり構想に基づき、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に向けた取組みを進めており、都心における貴重な水辺空間として、さまざまな市民活動に利用されている。一方、近年、頻発化・激甚化する豪雨に対応するため、事前防災・減災対策の加速化が求められているとともに、過去には護岸の崩壊が発生するなど老朽化も懸念されている。

こうした中、リニア中央新幹線開業に向けて、名古屋駅や周辺の再開発が進んでおり、都心部のにぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果たす役割は重要性を増している。

(堀川の総合的な整備)

堀川において、舟運の活用などによるさらなるにぎわいづくりを進めるため、庄内川からの維持用水確保や下水道分流化の推進等による水質浄化に加え、木曽川からの恒久的な導水の実現により、一層良好な水辺環境の創出を図るとともに、従来から整備してきた松重、洲崎地区に加え、名古屋駅や名古屋城に近い五条橋地区においても河川改修事業を推進するなど、総合的な整備が必要である。

堀川総合整備の基本方針

【にぎわいづくり】



水辺空間の活用

【水質浄化】



維持用水の確保
(庄内川・木曽川からの導水)
下水道分流化の推進等

【治水対策】



護岸改修と河道掘削

1 4 木曽川水系連絡導水路新用途の早期実現

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 安心・安全でおいしい水道水の安定供給

- ・安心・安全でおいしい水道水の安定供給のため、本市の水源に揖斐川を追加することで平常時における水道水の質的確保を図るとともに、新用途の導水からの直接取水などによりリスクへの対応力向上に必要な支援を行うこと。

(2) 流域治水の推進

- ・大雨の予測時に木曽川ダム群において積極的な事前放流を行い、水災害を防ぐとともに、その後の河川の流況を確保するため新用途の導水を活用するなど流域治水を推進すること。

(3) 堀川の再生

- ・堀川の水質浄化のため、新用途の導水を活用した堀川への恒久的な導水を実現するなど堀川の再生に向けた必要な支援を行うこと。

＜提案の背景＞

本市は、将来の水需要増加に対して不足する水利権の確保を図るため、徳山ダム建設事業に参画した。しかし、昭和47年度に行った昭和60年度時点の水需要予測や平成16年度に行った平成27年度時点の水需要予測に対して、平成27年度の実績は水需要予測と実績に大きな乖離が生じている。

一方、平成6年のような深刻な渇水においても、市民生活や都市活動に大きな影響が生じないよう、確保した水源を有効に活用していく必要がある。

こうした中、令和4年5月の明治用水頭首工の漏水や同年9月の静岡市の取水口閉塞に伴う大規模断水など、水供給に影響を及ぼす事象が発生している。

また、濃尾平野は木曽川、長良川、揖斐川及び庄内川などの大河川が流れる日本最大の海拔ゼロメートル地帯であり、木曽川流域の想定最大規模の降雨時には、本市の中川区及び港区を含む広範囲に浸水被害が生じ、多くの被害をもたらすと同時に、日本経済に大きな打撃となりうる。

さらに、堀川の水質は、市民の協力や庄内川からの導水、ヘドロの浚渫などにより改善を図っているが、国際都市名古屋にある川として、より一層の水質改善に努める必要がある。

これらの諸課題に対応していくため、木曽川水系連絡導水路の考え方を転換し、当初目的の量的確保に加え、新用途や事業名変更を提案している。

(安心・安全でおいしい水道水の安定供給)

将来にわたり安心・安全でおいしい水道水を安定的に供給していくためには、本市の水源に揖斐川を追加するなど水源の多系統化により平常時における水道水の質的確保を図るとともに、新用途の導水からの直接取水などによりリスクへの対応力を向上させていくことが必要である。

(流域治水の推進)

木曽川水系流域治水協議会により本市を含めたあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策が進められているが、大雨の予測時に木曽川ダム群において積極的な事前放流を行い、水災害を防ぐとともに、河川の流況を確保するなどさらなる流域治水の推進が必要である。

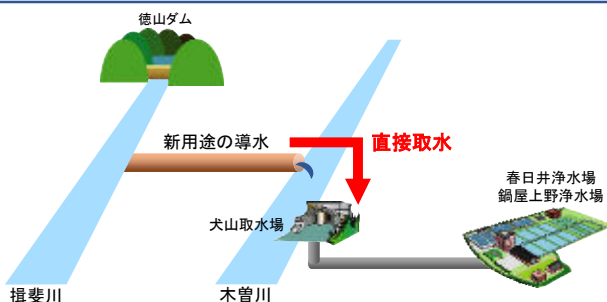
(堀川の再生)

堀川の水質浄化は、市民の悲願であり、「堀川1000人調査隊」を始めとする多くの市民団体の浄化に対する熱意、盛り上がりも大きい。

平成19年から24年に実施した木曽川からの導水社会実験では、中流域までの水質の改善を確認しており、堀川の再生に向けては、ヘドロの除去や下水道の対策など本市が実施する浄化施策に加えて、木曽川からの恒久的な導水が必要である。

新用途の導水

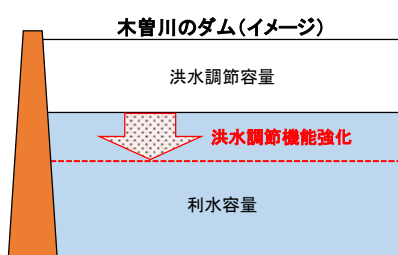
新用途① 安心・安全でおいしい水道水の安定供給



- 水道水の質的確保
⇒良質な揖斐川の水を水源に追加
- リスクへの対応力向上
⇒事故などで木曽川から取水できない場合の対応

新用途② 流域治水の推進

- 木曽川のダムにて積極的な事前放流
⇒雨が降らずダムの水位が回復しない場合に
新用途の導水により河川の流況を確保



新用途③ 堀川の再生

- 新用途の導水を活用した堀川への恒久的な導水



15 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 自動車専用道路網の高いサービス水準の維持

- ・名古屋環状2号線専用部と名古屋高速道路が一体となって形成された自動車専用道路網の高いサービス水準を持続的に提供していくため、償還満了後における維持管理のあり方について検討を行うこと。

(2) 幹線道路等の整備

- ・選択と集中で進めている春日井長久手線、東志賀町線（水分橋）などの道路・橋りょうの整備やボトルネック踏切の除却を行う名古屋鉄道名古屋本線（桜駅～本星崎駅間）連続立体交差事業及び小幡5号踏切道改良計画事業の推進に必要な財政措置を講ずること。
- ・渋滞解消に向けた抜本的な対策の検討を進めている国道23号（十一屋交差点～宝神交差点間）について、引き続き検討を進めるとともに、必要な整備に早期着手すること。
- ・名古屋環状2号線一般部の暫定2車線区間について、4車線化を進めること。

＜提案の背景＞

本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。

(自動車専用道路網の高いサービス水準の維持)

令和3年5月に全線開通した名古屋環状2号線専用部と名古屋高速道路が一体となって、迂回分散機能を発揮し、速達性・定時性が高まるなど信頼性の高い道路網が形成された。自動車専用道路網の高いサービス水準を維持するため、将来にわたって適切な維持修繕・更新等を実施することが必要である。

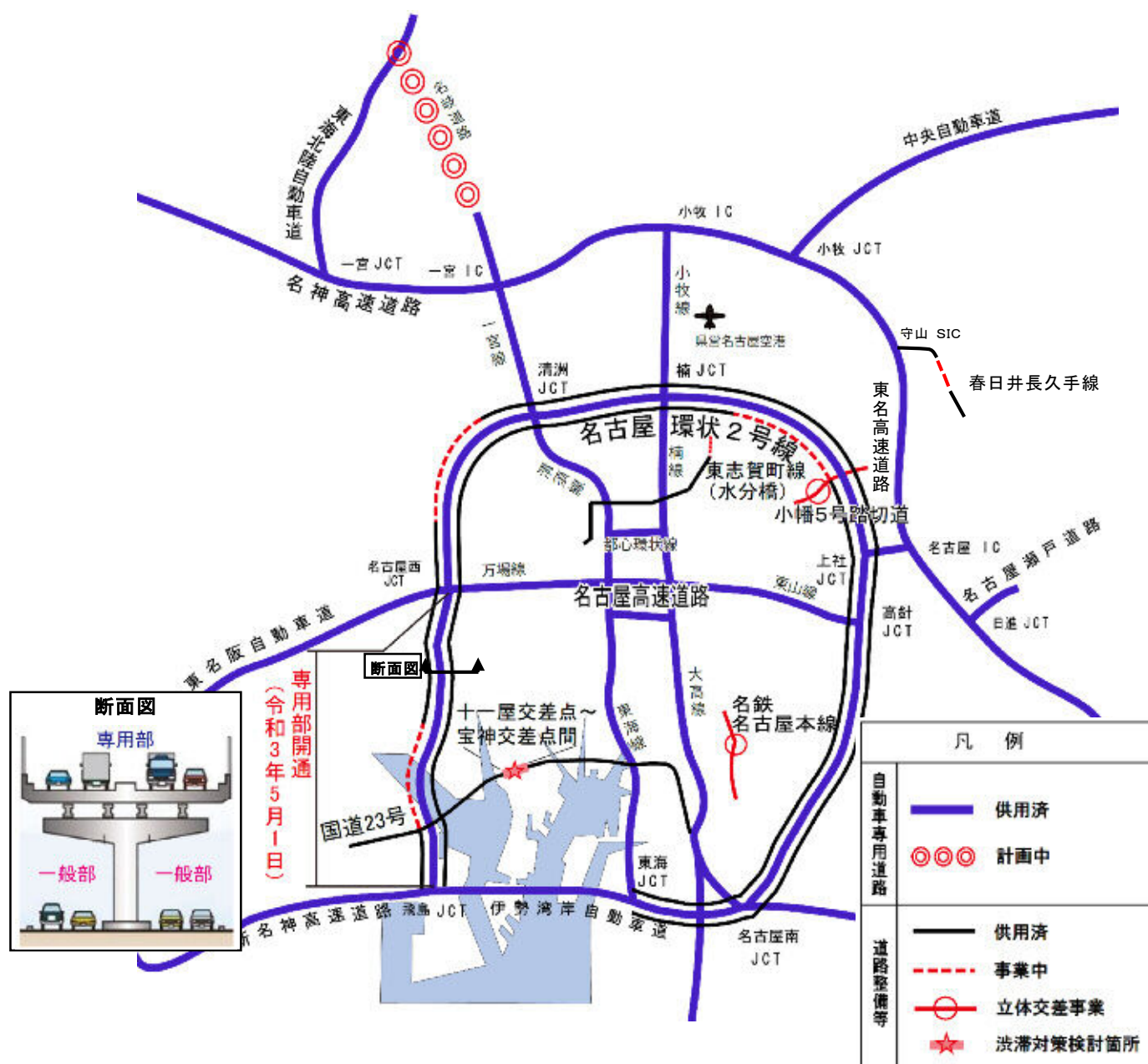
(幹線道路等の整備)

安全で円滑な移動を支える都市基盤の形成のため、道路ネットワークの強化に資する道路や橋りょうの整備、踏切道における渋滞解消等に資する

鉄道の立体交差化などによる、道路交通の円滑化や避難動線の確保が極めて重要であり、十分な財源の確保が必要不可欠である。

また、国道23号は名古屋港、衣浦港、三河港などの物流拠点と県内のものづくり産業の生産拠点をつなぐ極めて重要な東西軸である。しかしながら、十一屋・宝神交差点間は交通量が多いことに加え大型車の割合も高いため、右折専用レーンの延伸などの対策が実施されてもなお慢性的な渋滞が発生している。そのため、渋滞解消に向けた抜本的な対策の検討が進められているが、当該区間は、沿道環境や名古屋港の物流交通円滑化等の視点からも一刻も早い渋滞解消が求められる。

さらに、名古屋環状2号線及び周辺道路での交通渋滞の緩和等を図るため、ボトルネック部分である一般部の暫定2車線区間の4車線化が必要である。



16 名古屋港の整備

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 国際競争力のある港湾の形成

- ・我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成に向け、高付加価値を産み出す中部のものづくり産業を物流面で支え、生産性向上を支援する「国際産業戦略港湾」として国際競争力を強化するため、飛島ふ頭東側におけるコンテナターミナルの機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・港湾整備等に伴い発生する浚渫土砂の処分場整備の推進に必要な財政措置を講ずること。
- ・脱炭素社会の実現に向け、カーボンニュートラルポートの形成に必要な措置を講ずること。

(2) 港湾の防災機能の一層の強化

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における重要インフラの機能確保のため、海岸保全施設（防潮壁等）の防災機能の強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・堀川口防潮水門の防災機能の強化を図るため、必要な措置を講ずること。

(3) 人々に親しまれる港づくり

- ・中川運河に魅力のある水辺空間を形成するため、運河改良やプロムナード整備について、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、海上輸送網の構築、物流空間の形成及び防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。

(国際競争力のある港湾の形成)

名古屋港は、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾である。今後、生産性向上による日本経済の活性化とさらなる成長に向け、高付加価値を産み出す基幹産業・次世代産業である自動車関連産業、航空機産業等の中部のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」として物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めることが求められており、そのためには、貨物取扱機能の強化を進める必要がある。

また、浚渫土砂の処分場については、中部国際空港沖公有水面埋立事業を着実に推進するとともに、適切な役割のもと、整備を進める必要がある。

さらに、港湾物流の脱炭素化や次世代エネルギーのサプライチェーン構築などを通じて、カーボンニュートラルポートの形成を推進する必要がある。

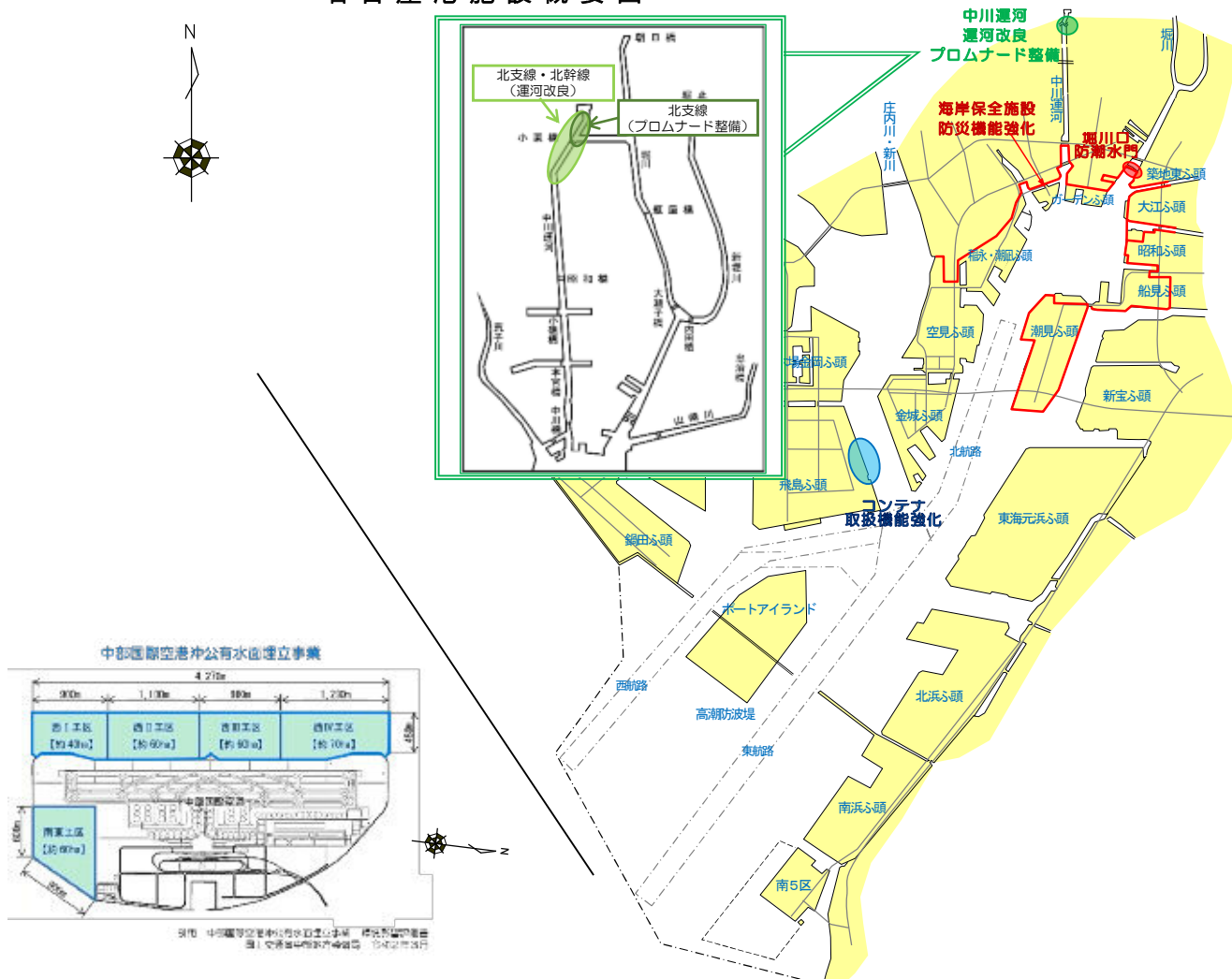
(港湾の防災機能の一層の強化)

当地域は、南海トラフ巨大地震の被害想定において深刻な被害を受ける可能性が示された。また、激甚化・頻発化する高潮・高波・暴風による被害などの災害に屈しない強靱な国土づくりを推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のもと、防潮壁等の防災機能強化を重点的かつ集中的に進める必要がある。

(人々に親しまれる港づくり)

環境にやさしく、夢・うるおい・にぎわいのある港づくりに向け、本市においては、都心と一体となったウォークブルで魅力ある水辺空間の形成を進めているところであり、これを促進させるためには、港と都心を結ぶ中川運河の護岸改良やプロムナード整備による再生を進める必要がある。

名古屋港施設概要図



1 7 中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現

(国土交通省)

【提案内容】

- ・ 地域において取りまとめた「中部国際空港の将来構想」の早期実現、とりわけ、第1段階である2027年度の第二滑走路の供用開始に向けた手続及び十分な財政支援を行うこと。
- ・ 航空需要拡大の取組みを一層推進するとともに、引き続き、中部国際空港への道路・鉄道等のアクセスの充実に取り組むこと。

＜提案の背景＞

中部国際空港は、2005年の開港以来、中部圏と国内外との「人の交流」、「産業のサプライチェーン」を支える重要な社会インフラとしての機能を発揮している。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、航空需要は一時的に落ち込んでいたものの、水際対策の緩和などにより、人の往来が活発化してきており、中部国際空港においても回復傾向にある。今後、中長期的には確実に伸びていく見込みであり、国も「2030年訪日外国人旅行客6,000万人」の達成を目標に掲げている。また、滑走路のメンテナンスや大規模補修を行いながら24時間空港として運用することで、今後のリニア中央新幹線開業による「日本中央回廊」形成の効果を最大限発揮することにつながる。さらに、首都圏や関西圏の空港が被災した際の代替機能を担うほか、南海トラフ巨大地震により中部圏が甚大な被害を受けた際の背後地における被災者、復旧・復興支援など重要な役割が求められる。これらのことから、二本目の滑走路の整備や空港アクセスの充実に始めとする機能強化は必要不可欠である。

中部国際空港沖では、港湾事業として公有水面埋立事業が進められており、西工区の埋立てに今後約15年を要するとされている。こうした状況を踏まえ、地域において、2027年度を目途に誘導路を転用して代替滑走路を整備する第1段階と、将来の航空需要を踏まえて埋立地に新滑走路を整備する第2段階とに分けて二本目の滑走路を整備する「中部国際空港の将来構想」を2021年12月に取りまとめ、構想の実現に向け、調査等に着手したところである。

(中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現)

地域において取りまとめた「中部国際空港の将来構想」の早期実現、とりわけ、第1段階である2027年度の第二滑走路の供用開始に向けて、滑走路の本数を1本と定めた基本計画の改定や空港事業としての採択などの第二滑走路整備のための手続を進めるとともに、中部国際空港建設時と同様に十分な財政支援が必要である。

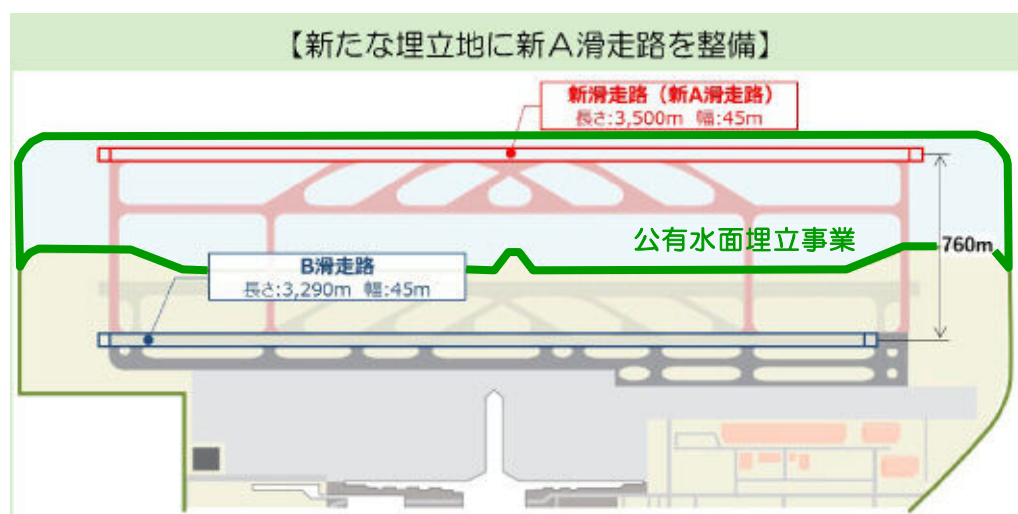
また、「日本中央回廊」のセンターを担う中部圏の玄関口として、中部国際空港が多様な機能を発揮するために、航空需要拡大の取組みを一層推進するとともに、引き続き、中部国際空港への道路・鉄道等のアクセスを充実させる必要がある。

中部国際空港の将来構想（2021年12月取りまとめ）

◆第1段階（暫定形）：2027年度を目途



◆第2段階（将来形）



18 スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実

(内閣府、文部科学省、経済産業省)

【提案内容】

- ・ スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」としてさらなる強化を図るため、拠点都市の選定期間を延長するとともに、国際的にブランド力を高めるための支援の充実を図ること。
- ・ 当地域のスタートアップの急速な成長を促進するため、「J－Startup」の選定において地方のスタートアップが選定されるような仕組みとすること。
- ・ 大学生に加え、より若い世代へのアントレプレナーシップ教育に対する支援の充実を図ること。

＜提案の背景＞

本市では、スタートアップによる新産業の創出と当地域の産業のさらなる発展のため、中部経済連合会、名古屋大学、愛知県、浜松市等とコンソーシアムを組成し、スタートアップ・エコシステムの形成を進めている。

令和2年7月には、愛知・名古屋及び浜松地域がスタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」として内閣府から認定されたところである。

「グローバル拠点都市」については、内閣府が実施するアクセラレーションプログラムや拠点都市機能強化プログラム、経済産業省が実施する「J－Startup」における各種プログラムにおいて、当地域の有望なスタートアップが集中的な支援を受けているほか、文部科学省の「大学発新産業創出プログラム」におけるアントレプレナーシップ教育を進めているところであるが、成長への切れ目のない支援を展開するためにも、長期的かつ成長段階に応じたさらなる支援の充実が必要である。

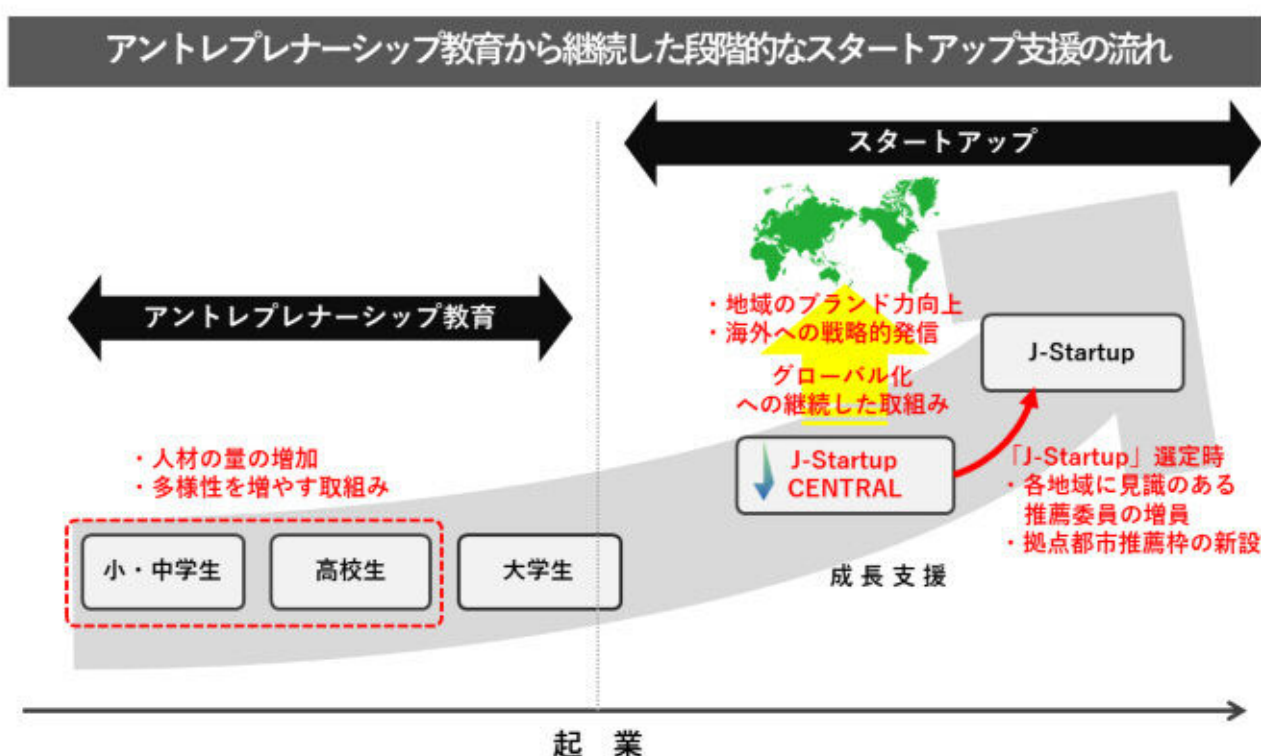
(スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実)

スタートアップ・エコシステムの形成については長期的に取り組んでいく必要があるが、拠点都市の選定期間は5年間とされているため、エコシステムが継続的に成長できるよう、当該期間の延長が必要である。

また、世界に伍するスタートアップ・エコシステム形成のためには、当地域が独自の強みを明確化し、ブランド力を高め、それらを継続して海外に効果的かつ戦略的に発信するための支援の充実が必要である。

さらに、スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」である当地域のスタートアップの急速な成長を促進するためには、国からのさらなる集中支援が必要不可欠である。経済産業省が実施する「J-Startup」については、スタートアップの選定が東京に集中する傾向にあるため、その他の地域に見識のある推薦委員の増員や、スタートアップ・エコシステム拠点都市の推薦枠の新設など、各地域における将来有望なスタートアップが選定されるような仕組みが必要である。

加えて、スタートアップ創出の抜本的な拡大に向けて、その基盤となる人材の量や多様性を増やすため、若い世代からのアントレプレナーシップ教育が重要であり、当地域では本市やTongali（東海地区の大学による起業家育成プロジェクト）において小中学生、高校生及び大学生への取組みを行っているところである。令和5年度には、高校生等へのアントレプレナーシップ教育の拡大方策として計上された国の補正予算を活用し、当地域においてもさらなる取組みを進めているところであるが、単年度にとどまらない継続的な支援が必要である。



19 アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する支援

(総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省)

【提案内容】

- ・ アジア競技大会及びアジアパラ競技大会に係る閣議了解や「経済財政運営と改革の基本方針」等での位置付けを踏まえ、両大会を国家的なプロジェクトとして推進すること。
- ・ 国との連携を強化し、開催準備を円滑に進めるため、組織委員会等に対し、国職員等を派遣するとともに、関係省庁における各種手続や認定等に対する支援、協力を行うこと。
- ・ 競技会場の整備・改修及び大会の準備・運営などに対するスポーツ振興くじ（toto）及び各種公営競技の収益の活用など大会運営費の確保に向けた支援を行うこと。
- ・ 組織委員会に対する寄附金について、法人税法上の指定寄附金及び所得税法上の特定寄附金として指定すること。
- ・ 両大会の開催を国内外で周知するため、積極的な広報に努め、機運醸成を図ること。
- ・ 両大会で活躍できる選手の育成に努めること。

<提案の背景>

心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、豊かで潤いある生活に極めて重要な存在である。

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会は、アジア最大のスポーツの祭典であり、スポーツの振興はもとより、国際交流や産業技術、文化等各方面にわたり、日本全国に大きな波及効果をもたらすとともに、多様性を尊重し合う共生社会の実現にも大きく寄与する大会である。

(アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する支援)

閣議了解や「経済財政運営と改革の基本方針」等での位置付けを踏まえ、両大会を国家的プロジェクトとして推進することが必要であり、国とのさらなる連携強化のために組織委員会等に対し、国職員等を派遣するととも

に、関係省庁における各種手続や認定等に対する支援、協力が必要である。

さらに、本市及び愛知県は開催都市として、アスリートファーストの観点を踏まえながら、簡素で質素かつ機能的で合理的な大会となるよう取り組んでいくが、競技会場の整備・改修や大会の準備・運営、輸送対策には多額の経費を要することから、スポーツ振興くじ（t o t o）や各種公営競技の収益の活用及び寄附金に対する税制優遇制度などによる大会運営費の確保に向けた国の支援が必要である。

また、大会を成功に導くためには、両大会の開催を国内外で周知するため、国としてもあらゆる機会を捉えた積極的な広報が必要である。

加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック以降も引き続き、両大会で日本人選手が活躍できるよう必要な予算を確保し、選手育成に努める必要がある。

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）開催概要

〈開催期間〉2026年9月19日から10月4日まで

〈実施競技〉パリオリンピック（2024年）で実施される競技に加え、アジア特有の競技等を実施（40競技程度で調整予定）

〈参加国〉45の国と地域

〈参加者数〉選手団（選手・チーム役員）約1万5千人を想定



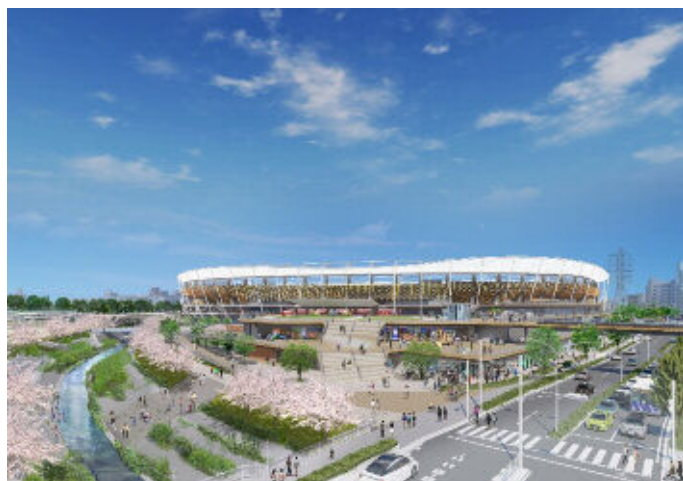
第5回アジアパラ競技大会開催概要

〈開催期間〉2026年10月の7日間（想定）

〈実施競技〉18競技（想定）

〈参加国〉45の国と地域

〈参加者数〉選手団（選手・チーム役員）約4千人を想定

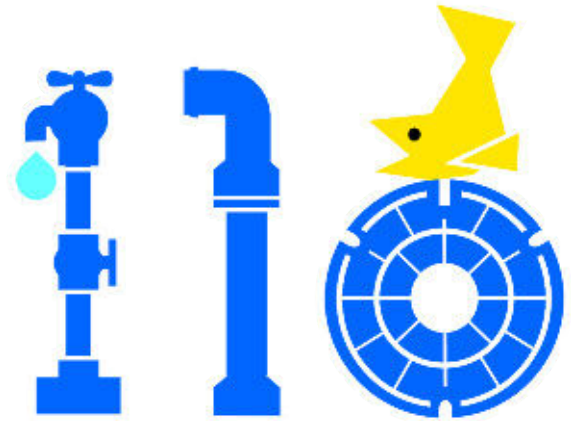


名古屋市瑞穂公園陸上競技場

（両大会メイン会場予定）

改築後イメージ図

くらしを支えて110年



なごやの水道・下水道



20th Asian Games
Aichi-Nagoya 2026
名古屋市



**J-Startup
CENTRAL**



名古屋市は
SDGs 未来都市